

3－3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	286,253	42,938	237	9,075	295,565	42,938
社	債	99,100	14,865	149	3,539,919	3,639,168	14,865
預貯金	銀 行 預 金	6,366,940	955,041	89,651	1,877,702	8,334,293	955,041
	銀行以外の金融機関の預金	2,901,740	435,261	95,272	1,769,485	4,766,497	435,261
	勤 務 先 預 金	480,526	72,079	－	－	480,526	72,079
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		131,713	19,757	871	16,237	148,821	19,757
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		46,873	7,031	－	349	47,222	7,031
小 計		10,313,145	1,546,972	186,180	7,212,767	17,712,092	1,546,972
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		319,686	47,953	－	741,291	1,060,977	47,953
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		118,736	16,749	1,384	－	120,120	16,749
割 引 債 の 償 還 差 益		－	－	－	－	－	－
計		10,751,567	1,611,674	187,564	7,954,058	18,893,189	1,611,674

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 16,568,715	千円 3,295,832	千円 1,988,973	千円 2,614,840	千円 207,422	千円 21,172,528	千円 3,503,254
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	－	－	－	3609	252	3609	252
計	16,568,715	3,295,832	1,988,973	2,618,449	207,674	21,176,137	3,503,506

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	1,517,911	106,250

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された
「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて
作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	390,895,545	12,101,775	1,019,312,153	28,138,672	1,410,207,698	40,240,447
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	657,587	21,304	8,775,333	128,218	9,432,920	149,522
	計	391,553,132	12,123,079	1,028,087,486	28,266,890	1,419,640,618	40,389,971
退 職 所 得		36,885,818	497,612	26,662,951	798,833	63,548,769	1,296,444
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成22年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 2,095,027	千円 233,503
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	11,446,749	1,186,877
	診療報酬	15,359,345	1,327,890
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	5,831,161	303,891
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,026,123	108,212
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	815,935	44,607
	契約金・賞金	66,343	4,815
	小 計	36,640,683	3,209,795
法 第 203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)		529,464	10,024
法 第 207 条 該 当 (生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金)		926,534	4,729
法 第 174 条 該 当 (馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等)		-	-
計		38,096,681	3,224,548
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成22年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 1,972	千円 317
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 （公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	882,042	52,095
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	202,250	40,450
退 職 手 当 等	-	-
人 的 役 務 の 報 酬	33,000	6,600
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	29,258	2,926
著作権の使用料又はその譲渡による対価	33,053	3,305
貸 付 金 の 利 子	784,841	80,161
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	585,071	116,887
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	149,360	14,936
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	52,950	10,590
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	2,753,797	328,267

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。